

保育料等への年少扶養控除廃止の影響を抑える措置を

2012年6月7日(木)
日本共産党・板倉真也

この問題は、5月21日の厚生文教委員会で我が会派の水上ひろし議員が所管事項で質問した内容ですが、今回は、この間の市の対応のあり方について掘り下げてうかがうとともに、市が定めている規程に沿って、今後の対応方針をただすものです。

3月定例市議会のなかで明らかになったように、所得税に対する0歳から15歳までの38万円の一般扶養控除が廃止され、16歳から18歳の特定扶養控除の加算25万円が廃止されることによって、所得税が昨年度からアップになり、加えて、住民税に対する0歳から15歳までの33万円の一般扶養控除が廃止され、16歳から18歳の特定扶養控除の加算12万円が廃止されることによって、小金井市では住民税だけでも今年6月から1万6千人弱の方々に負担増の影響が生じます。

影響は所得税や住民税だけにとどまりません。今回、質問でとり上げる保育料や学童保育料にも及びます。しかし、今日の国民の暮らしの状況において母子家庭や子育て世帯の負担増になることは避けるべきとの観点から、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局長名で昨年7月、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」との通知が、発行されています。その通知では「扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いする」と述べ、保育料など9つの制度に対する影響回避を求めています。しかし小金井市はこの通知があることを把握していながら、保育料に対する影響回避の措置をとってはきませんでした。そこでまず、うかがいます。

昨年7月の厚生労働省通知以降の市の協議状況について

■質問の主眼：どういう経過・経路で「対応せず」となっていたのか？、事務決裁規程に沿った対応になっていたのか？

質問／保育料などへの影響回避を求める厚労省通知を把握して以降の「保育料」への対応について、担当部署内での協議状況を経過にそってご説明ください。

質問／①担当部署と理事者を交えた協議は行なわれたのでしょうか？。

▷市長の判断で「対応せず」となったのか、それとも市長のもとに行く前に「対応せず」と判断されていたのか？

その場合、だれが判断したのか。「小金井市事務決裁規程」第7条(市長の決裁)の(29)などに反していないか？

※通知がきているにも関わらず、担当課の判断で「対応せず」となっていたとしたら重大問題

▷理事者協議を経たあとの最終的な決裁者は誰なのか？

※理事者協議はあくまでも「協議」の場であり、決裁権者は別にいるはず。そもそも「小金井市事務決裁規程」には「理事者協議」という項目はない。

②市長決裁はいつの時点で行なわれたのでしょうか？。また、庁議には諮られたのでしょうか？。

——「小金井市事務決裁規程」第7条(市長の決裁)の(29)など

——「小金井市庁議に関する規則」第4条(付議事案)の(4)など

児童福祉審議会に諮らずに対応したことについて

■質問の主眼：児童福祉審議会に諮らなかつたことは、児童福祉審議会規程に反する

次の質問は、児童福祉審議会との関係についてです。小金井市は、厚労省の通知に「対応せず」と判断するにあたって、児童福祉審議会に諮ることをしていません。そこでまず、基本的なことからうかがいます。

児童福祉審議会や同等の権能をもつ諮問機関がある自治体では、保育料にかかわる問題は、諮問機関に諮って意見をあおいでいます。例えば、お隣の国分寺市では「保育費等検討委員会」というものがあり、「児童福祉法第56条第3項の規定に基づく保育費の額および(略)延長保育料の額について審議するため、国分寺市保育費等検討委員会を設置する」と条例で明記しています。また武蔵野市では「保育料審議会」という諮問機関があり、保育料の額について審議することが保育料審議会規則に明記されています。

質問／小金井市の児童福祉審議会の場合も、国分寺市や武蔵野市と同様に、保育料にかかわる問題に対して意見を仰ぐ機関に位置付けられていると思いますが、この認識でよいのでしょうか？。

※「市長の諮問に係る保育及び学童保育等に関する事項について調査審議する」(小金井市児童福祉審議会規程)

質問／保育料や学童保育料に対しては、児童福祉審議会に諮問して判断を仰ぐべきというのが、児童福祉法の主旨です。厚労省の通知に沿わない対応をとるという場合においては保育料への影響が生じることから、児童福祉審議会の意見を仰ぐのが当然です。児童福祉審議会に諮らずに対応したのは、児童福祉法にも、児童福祉審議会規程にも反するやり方です。市長の見解をうかがいます。

保育料・学童保育料それぞれの影響状況を問う

■質問の主眼：保育料はほとんどの世帯でアップしたのではないかと。しかも、世帯によっては大幅アップに

厚生労働省の通知に沿った対応をとらなかったことから、この4月から保育料が上がった世帯が出ています。影響総額について5月21日の厚生文教委員会での答弁では「年間で3,100万円」とのことでしたが、本日、私の手元にいただいた資料によりますと、「年間で3,400万円」というのが今段階での数値のようです。ただし、2011年度の対象世帯をそのまま2012年度に当てはめての算出の仕方ではなく、各階層ごとの予算上の調定額で記されているため、あくまでも参考数値というものです。

所得税	
一般扶養控除(0歳～15歳)	38万円
特定扶養控除の加算(16歳～18歳)	25万円
住民税	
一般扶養控除(0歳～15歳)	33万円
特定扶養控除の加算(16歳～18歳)	12万円

市民税	税率6%
都民税	税率4%
計	税率10%

保育料／第2子、第3子以上は減免措置あり

A階層	—— 生活保護受給世帯
B階層	—— 前年度分の市民税非課税世帯
C階層	—— 前年度分の市民税額で区分け
D階層	—— 前年分の所得税課税世帯の所得税額で区分け

学童保育料(月額)／学童一人あたり

無料	—— 生活保護受給世帯、前年度の市町村民税非課税世帯
3,000円	—— 前年度の市町村民税の課税標準額 150万円未満
5,000円	—— 前年度の市町村民税の課税標準額 300万円未満
7,000円	—— 前年度の市町村民税の課税標準額 500万円未満
9,000円	—— 上記以外

では、年少扶養控除の廃止によって保育料が上がった世帯はどれくらいあるのでしょうか。小金井市の保育料の階層区分の所得税額の各区分はおおよそ3万円の幅をもっています。例えば、階層区分「D6」の場合は「9万円以上、12万円未満」、「D11」の場合は「24万円以上、27万円未満」という具合にです。この「D」階層は「所得税の額」でランク付けされていますから、年少扶養控除の廃止では、一般扶養控除の38万円と特定扶養控除の加算分25万円が該当します。かりに所得税額が10%であった場合は、0歳から15歳の一般扶養控除(38万円)一人分の廃止で3万8千円の所得税アップとなります。

つまり、従来、一般扶養控除一人分が該当していた世帯は、保育料の階層区分が少なくとも1ランク、アップするということになり、2人該当していた場合には2ランクアップになるという計算が成り立ちます。16歳から18歳の特定扶養控除の加算が該当していた世帯も、同様な計算が成り立ちます。ということは、所得税の額で保育料が計算される「D」階層は、ほとんどの世帯が最低でも1ランク、最悪の場合には2～4ランク、階層区分がアップとなったのではないかと推測されます。

質問／①これはあくまでも私の見解ですが、私のこの計算の方式や各世帯への影響の及ぼしかたに対する認識への、部局の見解はいかがでしょうか？。

②つぎに確認のためにうかがいますが、保育料において「保育を実施する児童の属する世帯の階層区分」の「C2」＝前年度分の市民税額で所得割額のある世帯＝は、来年度、保育料アップは起きないとの認識でよいでしょうか？。

③来年度は学童保育料にも影響が及びます。なぜなら、学童保育料の算出条件は「前年度の市町村民税の課税標準額」となっているからです。今年度の市民税額が年少扶養控除の廃止によってアップすることから、学童保育料へは来年度から影響が生じることになります。では、現在の学童保育料から上がってしまう世帯は、推定でどれくらいになるとみているのでしょうか？。また、影響総額はいくらになると考えているのでしょうか？。

保育料・学童保育料が引き上げにならないように措置を

■質問の主眼：少なくとも児童福祉審議会に諮るべき

質問／長引く景気低迷のもとでの負担増は、ますます市民生活を厳しい状況に追い込みます。厚生労働省の通知に沿って、ただちに影響が起きないように措置を講ずるべきであり、国は各市町村にそのことを求めています。少なくとも、児童福祉審議会規程に基づき、児童福祉審議会に諮るべきです。市長の見解を求めます。

以上。